

動物法ニュース 42 Q&A

「捨てられていた犬を保護したい」

Q：街で犬がリードでポールに繋がれていた。出勤前で時間がなかった為、警察署に保護を依頼した。警察は「見に行くが預りはできないので保健所に預けることになる」との返事であった。

その後、警察に連絡すると、警察は、「現場に行ったが、犬の飼い主が見当たらなかったため、保健所が来るまでの間、近所の幼稚園で預ってもらった。午前中には保健所が引き取りに来る」と答えた。保健所に電話をしたところ、保健所は、「まず飼い主を探し、届出がない場合は、経過観察をして里親探し等を行う。」と答えた。市のHPには「収容された犬のお知らせ」に、保護期間が8月1日～3日となっていた。そこで、保健所に電話をして、「8月4日以降は犬がどうなるか教えて欲しい。」と尋ねると、保健所は、「教えられない。」「保健所に保護された犬猫の情報は開示しない。」「開示しないということに同意する書類に幼稚園の方がサインしている。」と答えた。「発見者は私であり幼稚園ではない。」「飼い主が見つからなかった場合は私が引き取りたい。」と言ったが、保健所は、「まだ飼い主を見つける期間である。」「本当に欲しい人は、里親制度に登録することが必要である」と言い、「噛み癖があったり、病気があったりした場合は、譲渡の対象にはならない。」と答えた。

犬の命を助けたいのでその方法を教えて下さい。

A：

1 遺失動物と遺失物法

飼主不明の犬猫は遺失物であり、遺失物法が適用されます。遺失物法は、警察へ届出をし、原則は3ヶ月間の公告をして遺失者を探し、遺失者が現れないときは、拾得者が所有権を取得します。動物の場合は例外として公告期間が2週間と短期です。飼主が出てこないときは、拾得者が所有権を取得します（同法第9

条)。飼主に犬猫が戻る率は7割から9割と言われます。

拾得者が取得しないときは、警察は公売等で処分するか、適宜処分します。

遺失動物は、警察への届出が基本ですが、平成17年の遺失物法改正で、動物の取扱の専門機関として行政が追加されました（動物愛護法35条2項の引取）。

2 遺失動物の行政への届出と、行政の遺失物法違反

問題は、行政が遺失物法を運用をしないことです。警察に届出がされれば生き残る機会が広いのに、行政に届出がされると狂犬病予防法の飼主探しの期間の2日間の公示で殺処分をされてきました。

しかし、遺失物法は、所有者の所有権を失う規定がありますが、動物愛護管理法の引取措置では、犬猫の所有者は所有権を失う規定はないので、所有権を失っておらず、所有者は、行政に対して、不法行為の損害賠償責任を求めることとなり（民法709条、国家賠償責任）、器物損壊罪（刑法261条）ないし動物愛護法の殺処分等（同法44条）の犯罪にもなります。遺失動物は所有者がいるか不明のものが殆どであり、迷子犬猫は、その所有者のものですから、所有者のいる犬猫の殺処分が相当にあると考えられ、所有者に対する動物の殺傷の行為です。

行政の「動物愛護センター」は、犬猫の殆どが殺処分をされており、動物愛護をしてくれると錯覚して届出をする人達が少なくありませんが、「行政への届出はしない」ことが重要です。

3 本件の問題

(1) 警察の対応の不適切

本件は、警察の、遺失動物の届出受理の義務があるのにこれを拒否することは、遺失物法に違反すると言えます。また、「遺棄」の犯罪とも言える状況にあるので、警察において捜査の必要性があり、その証拠として警察に置くことも必要と言えます。警察はこれに違反しています。

(2) 保健所（行政）の義務

引取った犬猫について、遺失物法に従った措置が必要です。所有者のいる犬

猫をどんどん殺すことはどう考えても、飼主の所有権の侵害と動物愛護管理法に違反しています。

また、行政は、改正動物愛護管理法（平成24年9月1日施行）を踏まえて、終生飼養義務、引取制限、衆参院付帯決議の「殺処分ゼロ」を旨として、引取動物を「ネット」で飼主を探し、「民間団体」などの協力を受けて、生かす行政をする義務があると考えべきです。

相談者は、次の努力をされる必要があると思います。

- ① 自分が拾得者（事例では占有と届出がないので拾得者と言えるか疑問です）であるとして、警察に認めて貰う。それによって、遺失物法に基づいて保険所に所有者が出てこないときは自分に権利があると主張する。
- ② 所有者のいない犬猫は、無主物として先占（先にそれを支配下に置くこと）した人に所有権が発生しますから、自分が拾ったものとして（事例では疑問）所有権を主張する。
- ③ 行政が動物を生かす義務があるとして、飼主が現れないときは、自分に所有権譲渡の申し入れをする。これを無視して殺処分がされるとすれば、ときに、行政の「みだりな殺傷」として、動愛法に基づいて行政の告発をする。

行政は、遺失物法の趣旨を守って2週間の保護をするところもありますが、遺失物法による公告とそれに伴う所有権の移転の法的効果の手続がなく、所有者のいる犬猫も殺している不法がなされています。

行政の場合は、早くしないと殺処分をされてしまいますので、上記の活動によって動物の取得の努力をすることが必要です。

弁護士 植田勝博